

C C 1 - 5 6 1 0 - 1

## 酒類等の製造方法申告書

		整理番号	※
令和 年 月 日 高松	申告者 税務署長殿	(住所) 〒 760-0068 香川県高松市松島町3丁目5番1号  (氏名又は名称及び代表者氏名) (フリガナ) カ) セトウチ 株式会社瀬戸内 ミヤマエ ヒロユキ 宮前 博行	(電話) 087 805 局 3875 番
酒税法第47条第1項、酒税法施行令 第53条第3項 の規定により下記のとおり申告します。			
記			
酒類の品目別	ビール		
税率の適用区分	ビール		
製造場の所在地及 び 名 称	香川県高松市松島町3丁目5-1		
(当初) 製造開始年月日	令和 8 年 1 月 20 日 (発売予定日 : 令和 8 年 2 月 20 日)		
製造終了年月日	令和 年 月 日		
銘柄等	名称未設定		
製造方法の概要	1 : 麦芽粉碎←大麦麦芽、小麦麦芽、小麦、オーツ麦 2 : 糖化←水 3 : ろ過 4 : 煮沸←ホップ 5 : 冷却・移送 6 : 主発酵←酵母 →残しビールの回収または廃棄 7~10日間 7 : 後発酵←ホップ、ゆず 2~3週間  8 : 熟成・調整←CO <sub>2</sub> (カーボネーション) 3日間  9 : 充填(充填資材(缶・樽))  10 : 保管  11 : 出荷		
使用原料等	別紙のとおり。		

処理年月日	※	品目等判定の適否	※
-------	---	----------	---